八　農業委員会等に関する法律関係
農業委員会の委員及び職員に要する経費等に係る負担に関する規定を整備することとした。
（第二条第一項関係）

九　森林法関係
1　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う森林組合等の検査に要する経費の一部を補助することとした。（第一八四条の三関係）
2　林業専門技術員及び林業改良指導員の設置のため必要な費用に係る補助に関する規定を整備することとした。（第一九五条関係）
3　地域森林計画の作成及び実施に要する費用等に係る補助に関する規定を整備することとした。（第一九二条及び第一九六条関係）

一〇　主要農作物種子法関係
ほ場審査及び生産物審査、主要農作物の原種及び原原種の生産等に必要な経費に係る補助に関する規定を整備することとした。（第七条関係）

一一　補助金等の臨時特例等に関する法律関係
公営住宅法に規定する第一種公営住宅の工事費についての国の補助率の特例を廃止することとした。（第一八条関係）

◇地方財政法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一四三号）（農林省）

一　農業協同組合法農行令関係
都道府県知事が行う農業協同組合等の検査に要する経費の種目、算定基準及び当該経費に対する国の補助の割合を定めることとした。（第六条関係）

二　農業災害補償法施行令関係
都道府県知事が行う農業共済組合等の検査に要する経費の種目、算定基準及び当該経費に対する国の補助の割合を定めることとした。（第二条の七の二関係）

三　水産業協同組合法の施行等に関する政令関係
都道府県知事が行う水産業協同組合等の検査に要する経費の種目、算定基準及び当該経費に対する国の補助の割合を定めることとした。（第二条の二関係）

四　農業委員会等に関する法律施行令関係
農業委員会の委員及び職員に要する経費の種目、算定基準及び当該経費に対する国の負担の割合等を定めることとした。（第一条関係）

五　森林法施行令関係
1　都道府県が行う保安施設事業に要する経費に対する国の補助の割合等を定めることとした。（第五条の二関係）
2　都道府県知事が行う森林組合等の検査に要する経費の種目、算定基準及び当該経費に対する国の補助の割合を定めることとした。（第八条の五関係）
3　都道府県及び市町村以外の造林事業及び林道事業の実施主体を定めるとともに当該事業に要する経費に対する国の補助の割合等を定めることとした。（第一一条及び第一二条関係）
4　林業改良普及事業に要する経費の種目及び算定基準を定めることとした。（第一四条関係）
5　地域森林計画等に要する経費の種目及び算定基準を定めることとした。（第一五条関係）

六　補助金等の臨時特例等に関する法律施行令関係
特別の補助率により補助する第一種公営住宅に関する規定を削除することとした。（第三条関係）

◇森林病害虫等防除法施行令（政令第一四四号）（農林省）
都道府県知事が行う森林病害虫等の防除に要する経費の算定基準、当該経費に対する国の補助の割合等を定めることとした。

◇主要農作物種子法施行令（政令第一四五号）（農林省）
指定種子生産ほ場の審査等に要する経費の種目及び算定基準、当該経費に対する国の補助の割合等を定めることとした。

◇植物防疫法施行令（政令第一四六号）（農林省）
病害虫防除所の職員等に要する経費の種目及び算定基準を定めることとした。

◇建設省組織令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（建設省）
大臣官房に置かれる審議官の所掌事務に関する規定を整備するとともに、その名称を総務審議官に改めることとした。

◇昭和五十一年度における保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項の率を定める政令（政令第一四八号）（厚生省）
保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の対象たる国の負担金及び補助金の昭和五一年度における率を、一〇〇分の三四とすることとした。

◇周辺整備空港指定令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（運輸省）
福岡空港をその周辺地域における航空機騒音による障害の発生の防止等のための計画的な整備を促進する周辺整備空港として指定することとした。

◇電源開発促進対策特別会計法施行令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（大蔵省）

1　電源開発促進対策特別会計においてその経理を行う放射線監視交付金及び温排水影響調査交付金の交付について、原子力発電施設等の所在都道府県のほか、隣接都道府県に対しても行うことができることとした。（第一条関係）
2　電源開発促進対策特別会計においてその経理を行う財政上の措置として、原子力発電施設又は火力発電施設において行う冷却水の採取及び温水の排出がその周辺の水域の水産動植物に及ぼす影響の調査に要する費用に係る委託費の交付を追加することとした。（第一条関係）

法律

地方財政法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和五十一年六月十一日

内閣総理大臣　三木　武夫

法律第六十五号

地方財政法等の一部を改正する法律
（地方財政法の一部改正）

第一条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十号中「水産協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同条第十四号の二を削り、同条第十六号を次のように改める。

十六　削除

第十条第十八号を次のように改める。

十八　削除

（農業協同組合法の一部改正）

第二条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の次に次の一条を加える。

第九十七条の二　国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第九十四条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

（農業災害補償法の一部改正）

第三条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五章の二中第百四十二条の七の次に次の一条を加える。

第百四十二条の八　国庫は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定による検査に要する経費の一部を補助する。

（水産業協同組合法の一部改正）

第四条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条の次に次の一条を加える。

（国の補助）

第百二十六条の二　国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行

う第百二十三条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

（土地改良法の一部改正）

第五条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の前の見出しを「（国の補助）」に改め、同条第一項中「農用地の改良、開発、保全又は集団化を行う者に対して補助金を交付することができる」を「都道府県に対し、政令で定めるところにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百二十七条から第百三十条までを次のように改める。

第百二十七条から第百三十条まで　削除

第百三十八条第三号中「第百二十七条第一項」を削り、同条第四号中「第百二十七条第一項又は」を削る。

（森林病害虫等防除法の一部改正）

第六条　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「予算の定める範囲内において」を「政令で定めるところにより」に「補助することができる」を「補助する」に改める。

（植物防疫法の一部改正）

第七条　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項を次のように改める。

7　国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、病害虫防除所の職員に要する経費の二分の一を補助する。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

（監督及び補助）

第三十四条　農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前条第一項の病害虫防除員に関し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2　国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、前条第一項の病害虫防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員（病害虫防除所の職員を除く。）に要する経費の二分の一を補助する。

第三十五条　削除

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第八条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「毎年度予算の範囲内において、左に」を「政令で定めるところにより、次に」に改める。

（森林法の一部改正）

第九条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十四条の二の次に次の一条を加える。

（国庫の補助）

第百八十四条の三　国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第百八十条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

第百九十二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第百九十五条及び第百九十六条中「毎年度予算の範囲内において」を削り、「二分の一以内」を「二分の一」に改める。

（主要農作物種子法の一部改正）

第十条　主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（国の補助）

第七条　国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、ほ場審査及び生産物審査、第六条の事務、第六条の二の主要農作物の原種及び原原種の生産並びに前条の試験に必要な経費の一部を補助する。

2　国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、主要農作物の種子の生産に必要な経費につき都道府県が指定種子生産者に補助する経費の全部又は一部を補助することができる。

（補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正）

第十一条　補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（公営住宅法に基づく指導監督費の交付の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「公営住宅法」の下に「（昭和二十六年法律第百九十三号）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　大平　正芳
農林大臣　安倍晋太郎
建設大臣　竹下　登
自治大臣　福田　一
内閣総理大臣　三木　武夫

政　令

地方財政法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

昭和五十一年六月十一日

内閣総理大臣　三木　武夫

政令第百四十三号

地方財政法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地方財政法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、第九十七条の二、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）、第百四十二条の八、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の二、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十四条の三及び第百九十三条から第百九十六条までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（国の補助）

第六条　法第九十七条の二の規定による国の補助は、各年度において、法第九十四条の規定により組合の検査を行うのに要する旅費につき農林大臣が組合の数及び規模等を考慮して定める基準により算定した額の二分の一に相当する額について行う。

（農業災害補償法施行令の一部改正）

第二条　農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の七の次に次の一条を加える。

第二条の七の二　法第百四十二条の八の規定による国庫の補助は、各年度において、法第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定により組合等又は農業共済組合連合会の検査を行うのに要する旅費につき農林大臣が組合等及び農業共済組合連合会の数及び規模等を考慮して定める基準により算定した額の二分の一に相当する額について行う。

（水産業協同組合法の施行等に関する政令の一部改正）

第三条　水産業協同組合法の施行等に関する政令（昭和二十四年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（国の補助）

第二条の二　組合法第百二十六条の二の規定による国の補助は、各年度において、組合法第百二十三条の規定により組合の検査を行うのに要する旅費につき農林大臣が組合の数及び規模等を考慮して定める基準により算定した額の二分の一に相当する額について行う。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（経費の負担）

第一条　農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の規定による国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。